

# 第7章 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

## 第1節 開発における環境配慮の推進

### 1 環境影響評価

#### 現況

環境影響評価とは、開発事業を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ、事業者自ら、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民や行政などから意見を聴き、それらを踏まえて、その事業に係る環境保全について適正な配慮を推進しようとする制度です。

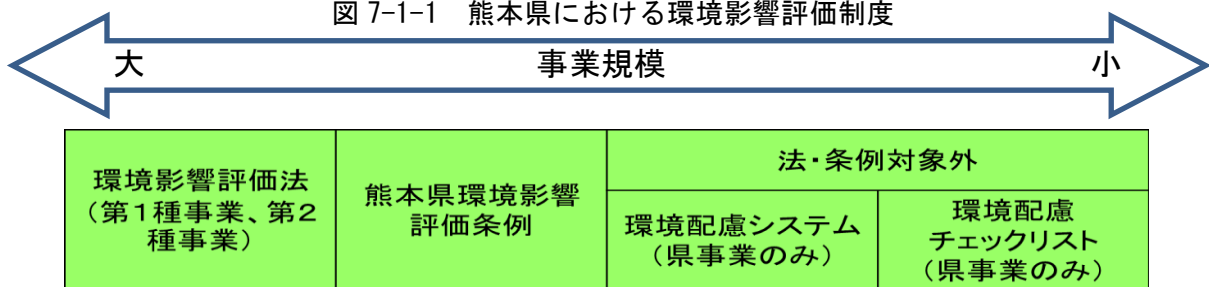
平成11年6月に、環境影響評価法が施行され、平成13年4月には、熊本県環境影響評価条例を施行しました。この条例は、法よりも対象事業の種類を増やし、地下水保全及び干潟・藻場などの保全の観点からより小規模な事業も対象としています。

さらに、手続面では、住民参加の機会拡大のための公聴会や事業実施後のフォローのための手続きを設けるとともに、知事意見を述べるに当たっては、専門家で構成する環境影響評価審査会に意見を聴くことにより信頼性を確保しています。

また、これまでの環境影響評価制度が行われていた事業実施段階では、既に事業の基本的な枠組みが決まっており、環境配慮措置についての検討の幅が限られてしまうことから、事業の柔軟な計画変更が可能である早期の段階において、評価、審査する配慮書手続等を平成26年12月に導入しました。(平成28年4月施行)

なお、法や条例に該当しない比較的小規模な県公共事業を対象として、熊本県公共事業等環境配慮システム要綱を平成10年度から施行するとともに、より小規模な公共事業については、熊本県公共事業等環境配慮チェックリストを平成15年度に策定し、環境配慮のための率先的な取組を行っています。(図7-1-1)

図7-1-1 熊本県における環境影響評価制度



第二部  
第7章

なお、過去3年間(平成25~27年度)に法及び条例に基づき環境影響評価について審査を行った件数は、表7-1-1のとおりです。

表7-1-1 平成25~27年度 環境影響評価法及び条例による審査件数

対象事業及び規模要件			H25	H26	H27
条 例	廃棄物最終処分場	新設全て	0	1	0
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上	1	1*	1*
	土地区画整理事業	面積50ha(地下水保全地域25ha)以上	1	0	0

※当該年度に知事意見を述べたものを1件としています。

※該当期間には法による手続きを行ったものはありませんでした。

※平成26、27の廃棄物焼却施設の1件は、廃棄物最終処分場事業も同一敷地内で実施する計画です。

## 課題

周辺環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業に係る環境保全について適正な配慮がなされる必要があります。また、改正後の条例において新しく導入された配慮書手続等について周知徹底を図る必要があります。

## 取組

環境影響評価法や環境影響評価条例の適切な運用を推進し、開発事業における環境配慮を進めます。条例に定める手続については、手続が円滑に行われるよう、パンフレットやホームページ等で事業者や県民に向けて情報提供を実施します。

また、県の公共事業については、小規模事業においても環境配慮が実施されるよう研究会を通じて普及を図るとともに、必要に応じて、公共事業等環境配慮システム及び公共事業等環境配慮チェックリストを改定します。

## 2 土地利用

### 現況

平成26年の県土面積は7,409.3km<sup>2</sup>で「森林」が4,621.5km<sup>2</sup>(62%)と最も多く、次いで「農用地」が1,150.0km<sup>2</sup>(16%)となっていますが、ともに減少傾向にあります。また、住宅地と工業用地、その他の宅地を合わせた「宅地」365.8km<sup>2</sup>(5%)は、平成27年度、増加に転じています。

### 課題

県土は、現在及び将来における県民のための限られた貴重な資源であり、良好な環境づくりに配慮しつつ、総合的かつ計画的な県土の利用を図ることが求められています。

### 取組

本県では、総合的かつ計画的な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画法に基づき、「計画の策定」及び「規制」に関する措置による計画的な土地利用を推進しています。

まず、「計画の策定」については、土地利用にあたって公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、長期にわたって安定した均衡ある県土利用の確保を図ることを基本理念として、適正な土地利用の基本方針となる国土利用計画（熊本県計画）を定めています。

また、市町村が、県計画と同様の趣旨で各市町村のエリアに関する国土利用計画（市町村計画）を定める場合は、その策定に関して支援を行っています。

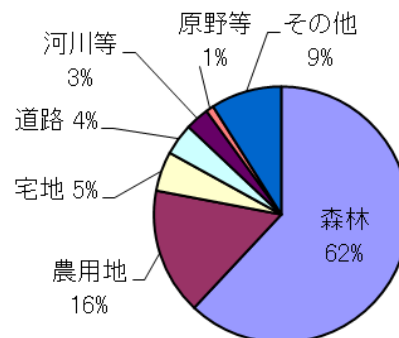
さらに、土地利用についての各個別規制法（都市計画法・農業振興地域の整備に関する法律・森林法・自然公園法・自然環境保全法等）に基づく諸計画を調整するための総合的な土地利用に関する県の計画として、「熊本県土地利用基本計画」を策定しています。

次に「規制」については、本県の土地取引に関しては事後届出制度が適用されています。この制度は、その土地の適正な土地利用の審査を行うことによって、乱開発や無秩序な土地利用を防止することを目的として、一定面積以上の土地取引が行われた場合に、土地売買等届出書を提出することとなっています。

この制度を通して、土地を利用する方々に対し、土地取引という早期の段階から、様々な土地利用計画に沿った適正な土地利用に誘導することにより、快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを推進しています。

図 7-1-2

平成27年度「土地利用現況把握調査」  
(平成26年10月1日現在)  
熊本県地域振興課による  
県土面積に占める割合




## 第2節 環境情報・研究のネットワーク化

県の試験研究機関相互の交流を密にし、連携を強化することによって、技術開発及び研究の円滑な推進と活性化を図り、県政の発展に資することを目的とし、熊本県試験研究機関連絡協議会を開催しています。

協議会では、技術開発及び研究に関する情報交換や共同実施に関すること、研究員の資質向上に関すること等を事業として行っています。

なお、各研究機関の主な取組は以下の通りです。

<p style="text-align: center;"><b>≪水産研究センター≫</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>≪農業研究センター≫</b></p>
<p>水産研究センターでは、有明海や八代海沿岸各県や国、大学等の水産研究機関と協力して海の環境調査を行い、魚介類や藻類等の水産生物の研究に取り組んでいます。調査した結果やデータは、関係機関で共有化するとともに、以下の水産研究センターホームページのほか、国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所ホームページを介して漁業者をはじめ、広く情報提供されています。</p> <p>① 熊本県水産研究センター (<a href="http://www.suiken.pref.kumamoto.jp/">http://www.suiken.pref.kumamoto.jp/</a>)</p> <p>② 有明海水質連続観測 (<a href="http://ariake-yatsushiro.jp/ariake/top.htm">http://ariake-yatsushiro.jp/ariake/top.htm</a>)</p> <p>③ 八代海水質連続観測 (<a href="http://ariake-yatsushiro.jp/yatsushiro/top.htm">http://ariake-yatsushiro.jp/yatsushiro/top.htm</a>)</p> <p>④ 沿岸海域有害赤潮広域分布情報システム (<a href="http://akashiwo.jp/public/kaikuListInit.php">http://akashiwo.jp/public/kaikuListInit.php</a>)</p> <div data-bbox="523 994 810 1173" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水質分析のための海水の採水</p>	<p>農業研究センターでは、環境への負荷が少ない栽培・生産技術や、地球温暖化対策として農業由来の温室効果ガス排出を抑制する技術の開発に関する研究等を行っています。</p> <p>&lt;平成27年度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境への負荷が少ない生産技術の開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハウス内の内張多層化による燃油使用量削減技術</li> <li>・ 化学農薬削減のための耕種的防除、物理的防除資材及び天敵などを活用した栽培技術</li> <li>・ 農耕地に対する有害重金属のリスク管理</li> <li>・ 地下水と土を育むための堆肥多投型品目の適正施肥管理技術の開発</li> <li>・ 草地の安定的生産のための効果的な施肥技術の検討</li> </ul> </li> <li>○ 温室効果ガス排出削減技術の開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畑地における有機物肥料による亜酸化窒素ガス排出係数の定量</li> <li>・ 家畜排せつ物処理における温室効果ガス排出削減技術</li> </ul> </li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>≪保健環境科学研究所≫</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>≪林業研究指導所≫</b></p>
<p>県保健環境科学研究所は、県民の安心安全な生活を守るため、保健・環境分野の各種の試験検査、調査研究を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大気環境分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境測定車による大気環境調査</li> <li>・ 工場・事業場のばい煙発生施設から排出される排ガスの調査</li> <li>・ 降水の酸性雨調査</li> <li>・ 大気中の有害大気汚染物質調査及び微小粒子状物質成分調査</li> <li>・ 環境中の放射能をモニタリングする環境放射能水準調査</li> <li>・ 上記に関わる調査研究</li> </ul> </li> <li>○ 水質環境分野 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 川や海、地下水の水質検査</li> <li>・ 工場・事業場の排水検査</li> <li>・ 河川や海域の底質検査</li> <li>・ 水生生物を指標とした川の水環境調査</li> <li>・ 産業廃棄物に係る水質検査</li> <li>・ 上記に関わる調査研究</li> </ul> </li> </ul>	<p>林業研究指導所では、水源のかん養、県土の保全、地球温暖化の防止などの公益的機能を有している森林を健全に守り育て、また、二酸化炭素を長期間固定し、資源の循環利用を可能とする木材資源の有効かつ積極的な利用ならびに中山間地域における新たな特用林産物の生産につなげるために、以下のような試験・研究を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様な森林の造成・管理・保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次世代ヒノキの育種に関する研究</li> <li>・ 強度間伐林分構造の経年変化に関する研究</li> <li>・ シカ多頭捕獲のための誘引技術の開発</li> <li>・ 一貫作業システムによる再造林低コスト化に関する研究</li> <li>・ 林業用薬剤委託試験</li> </ul> </li> <li>○ 人工林資源の需要拡大を支える技術開発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スギ大径材の利用方法と利用技術に関する研究</li> <li>・ 木質バイオマス原料の効率的な生産のための乾燥方法に関する研究</li> <li>・ 大径材の特性を生かした土木分野用資材ならびに構造物の開発</li> </ul> </li> <li>○ 特用林産物の生産技術に関する研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広葉樹資源を活用したキクラゲ類の栽培技術に関する研究</li> </ul> </li> </ul>

### 第3節 国際協力の推進

#### 1 環境センターへの外国人研修生の訪問

熊本県環境センターは、環境問題について正しい理解と認識を深め、環境に優しい行動を推進していくための「環境学習」、「環境情報提供」の拠点として平成5年8月に水俣市に開館し、同一敷地内にある水俣市立水俣病資料館（平成5年1月開館）、国立水俣病情報センター（平成13年6月開館）と役割分担・連携しながら、啓発事業に取り組んでいます。

外国人研修生の訪問の主な団体は、JICA（海外研修生への講義）、忠清南道関係者視察等です。また、一般社団法人環不知火プランニングが企画した海外研修生向け旅行プランによる訪問もあります。

表 7-3-1 平成5年～27年度 熊本県環境センターを訪問した外国人来館者の推移

平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
—	191人	99人	152人	69人	82人	102人	202人	175人
平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
180人	251人	246人	278人	202人	235人	378人	162人	188人
平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年				
104人	112人	1210人	91人	100人				

※ 平成5年度は統計データなし。

#### 2 連携大学院を活用した水銀専門家の育成支援

平成26年度から、水銀に関する水俣条約の早期発効及び国外における水銀対策の進展を支援することを目的に、熊本県立大学と国立水俣病総合研究センター（国水研）の連携大学院（※）において、水銀汚染対策や水銀含有廃棄物の適正処理などの分野で留学生を受け入れ、母国や国際機関等で広く活躍できる人材の育成に取り組んでいます。

※国水研の研究員に県立大学の教員の身分を付与し、国水研において県立大生の研究指導や学位論文の審査などを行うもの。